

摂津市議会

# 文教常任委員会記録

平成22年6月16日

摂津市議会

# 目 次

文教常任委員会

6月16日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局 職員、審査案件 .....	1
開会の宣告 .....	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名 .....	2
議案第37号所管分の審査 .....	2
質疑（安藤薫委員、南野直司委員、大澤千恵子委員）	
議案第45号の審査（1） .....	5
質疑（安藤薫委員、南野直司委員、渡辺慎吾委員、大澤千恵子委員）	
議案第44号の審査 .....	19
質疑（安藤薫委員、大澤千恵子委員）	
議案第45号の審査（2） .....	23
採決 .....	24
閉会の宣告 .....	24

## 文教常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成22年6月16日(水) 午前10時 開会  
午後1時6分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 柴田繁勝 副委員長 大澤千恵子 委員 南野直司  
委員 渡辺慎吾 委員 安藤 薫

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 教育長 和島 剛  
教育総務部長 馬場 博 同部理事 市橋正己  
同部次長兼学校教育課長 前馬晋策 同部参事兼教育研究所長 以登田 毅  
総務課長 岩見賢一郎 同課参事 日垣智之 学務課長 大橋徹之  
学校教育課参事 谷田 学 教育研究所参事 平尾俊次  
生涯学習部長 宮部善隆 生涯学習スポーツ課長 小林寿弘  
青少年課長 門川好博

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局局次長 藤井智哉 同局書記 寺前和恵

### 1. 審査案件(審査順)

議案第37号 平成22年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分  
議案第45号 摂津市立体育館条例の一部を改正する条例制定の件  
議案第44号 摂津市教育研究所条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○柴田繁勝委員長 ただいまから文教常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

うっとうしい梅雨空が続いておりますけれども、足もとの悪い中、また、何かとお忙しい中、本日は文教常任委員会をお持ちいただきまして、大変ご苦労さまでございます。

本日の案件は、平成22年度摂津市一般会計補正予算(第1号)所管分のほか2件についてでございます。

何とぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしく願いいたします。

一たん退場いたしますが、どうぞよろしく願います。

○柴田繁勝委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、南野委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第37号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

安藤委員。

○安藤薫委員 おはようございます。

議案第37号、一般会計補正予算所管分でございますが、今回、コミュニティ

事業助成金を財源としまして、体育施設費として補正が計上されております。

はじめに、体育施設器具費250万円の中身について、具体的にお教えいただけませんかでしょうか。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 今回、補正で上げさせていただいております体育施設器具費の中身でございますけれども、まず、1点がデジタル印刷機の購入を予定しております。これ、A3サイズまでを対応とする印刷機でございます。文字や写真などの曲線部分も滑らかに描出し、高画質を再現するといったもので、パソコンとも接続する中で出力も可能と聞いております。こういったデジタル印刷機の購入によりまして、地域の自治会や子供会、またスポーツ団体の資料の作成、大会要綱等の印刷にご使用いただきたいと考えております。

それともう1点が、A1プリンター。これは、パソコンの文字や画像をロール紙に直接、出力するものでございまして、幅60センチ、縦はある程度無限っていうんですか、5メートル、6メートルの幅でもつくれるといったものでございます。イベントのポスターや総会の横看板、横断幕等の作成に使用していただけたらなと考えております。

もう1点が、ポータブルマイク、アンプ、それとピンマイク。これは、持ち運びのできますポータブルマイク、アンプでございますので、その中にはCDとかカセット機能もついておりますので、それぞれの大会の時に開会式等にご使用いただいて、選手宣誓などの折にはピンマイクもご使用いただくと、そういったものの購入を予定しております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ご説明をいただきまして、

中身についてはわかりました。

このコミュニティ事業助成というのは、宝くじの収益金の方から財団法人自治総合センターを通して交付されるということですが、そのコミュニティ助成事業の助成対象というものは、どういったものになるのでしょうか。

今、ご説明いただいたものでいきますと、デジタル印刷機ですとか、A1プリンター、ポータブルマイク、アンプというのは、自治会ですとか、例えば、地区体育祭の実行委員会さんであるとか、それぞれ地域での活動と、それこそ、コミュニティの活動に対して、役に立つ機器ということで入れられているかと思うんですけども、ほかに見させていただきますと、コミュニティセンターの助成事業であるとか、自主防災であるとか、青少年健全育成助成事業とかがあります。

文教常任委員会の所管でいきますと、特に青少年健全育成助成事業というものも、今回の助成対象にも上がるかと思えますけれども、その点のこういった助成対象について、どのような検討がされて、こういう機器になっているのかどうかです。

それから、第2回定例会でコミュニティ助成事業の補正予算がつけられますが、毎年、こういったものに使われてきているのかということも含めて、お教えいただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 先ほど、委員の方からもありましたように、この自治総合センターが行いますコミュニティ助成には、一般コミュニティ助成、コミュニティセンター助成事業等々ございます。また、あわせて青少年の健全育成に関する備品の整備についても補助がござい

生涯学習スポーツ課といたしましては、現在、公民館の方にも印刷機は置いておりますけれども、やはりその中で需要が多い、自治会の方での活用も多いということで、よりきめ細かに体育館なり、温水プール等に配置することによって、多くの方に利用いただきたいということで、今回、この機器の申請をさせていただきました。

過去、平成15年からの資料でございますけれども、例えば、平成15年には、公民館まつりの備品であったり、他課ではありますけれども、平成16年には女性センターの方でプロジェクターをいただいたとか、健康推進課の方では筋力トレーニング用の備品をいただいたとか、そういったことで庁内の中で、この宝くじ助成備品に関する調査がございまして、それぞれの所管課の中で希望する備品、必要とするものがあれば申請をし、その中で自治総合センターの方へ大阪府を通して申請をしていくといったところでございます。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 それぞれコミュニティ事業に、もしくはコミュニティに役立つものとして、庁内で一定検討をする中で、適したものを選んで申請するという形、その結果が今回、こういったデジタル印刷機等を購入するということなのかなというふうに思います。

もう1点、単純なことですが、この印刷機とA1プリンターはどこに置かれるのかということもあわせて教えていただきたいのと、それから、例えば、今後のコミュニティ事業助成金のあり方そのものも、5月の国の方の行政刷新会議の事業仕分けの中でも、宝くじにかかわっての三つの団体の事業のあり方と、特にこの宝くじの問題で言えば、廃止というよ

うな事業仕分けの結果も出てきているわけで、今後の状況はここでどのぐらいわかるのかわかりませんが、そういったことについてどうお考えなのか。

こういった助成金がなくても、本来、必要なものであれば、きちんとした予算として計画的に組んでいくということが必要なのではないか。

それから、もし、来年以降もこの助成金等が続くのであれば、その年、その年というよりは、計画的に庁内の中で、もしくは教育委員会所管の中で、必要なものについてリストアップしていくことも必要なのではないかなというふうに思うわけですが、その点、いかがなのか。今後のことを考えていらっしゃるのか。

それから、もう1点。例えば、青少年育成事業にも適用できるということであれば、今の子供の組織率が毎年、毎回、毎回、やっぱり問題になってきて、大きな課題の一つだと思います。子供の運営をやっていく上でも、非常に予算的にも厳しいというお話もお伺いしています。

そうした中で、子供の運営に役に立つようなものであるとか、事業に対する補助であるとか。例えば、最近、お聞きしましたところ、各校区ごとの子供会が実施をする大会などでの保険の加入においても、非常に予算上、苦勞されているというお話もお伺いしますが、そういったものへの補助というような形は、この助成金が見合うのかどうかということも含めて、一度、お話をお伺いしたいなというふうに思います。

○柴田繁勝委員長 3点について、小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 まず、1点目、印刷機等の設置場所でございますけれども、現在、予定しておりますのが、

印刷機については温水プール、味生体育館。A1プリンターにつきましては、味生体育館の方に設置を予定しております。

また、ポータブルマイク、アンプ、ピンマイクについては、青少年運動広場の倉庫の方に保管しようと考えております。

それと今後の状況でございますけれども、先ほど、委員の方からもありました政府の行政刷新会議の事業仕分けが5月21日に行われましたけれども、その中で日本宝くじ協会の宝くじの宣伝効果については、効果が不明確ということで廃止といった報道もされておりましたけれども、この件で大阪府にも確認しましたところ、平成22年度の決定分については特に連絡はないということで、事務手続を続けていくということです。平成23年度につきましては、現在のところ、コミュニティ助成については未定ということで、文書が昨日届いております。

平成23年度の助成事業の中で、先ほどありました青少年の健全育成の分についても、事業対象の中であれば、その分の補助申請についても検討していきたいと考えております。

それと、この助成事業、こういった自治総合センター等の補助があればいいわけですが、生涯学習施設の中で必要な備品とか用具につきましては、生涯学習スポーツ課として予算要求を、当然していきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 国の方の行政刷新会議の事業仕分けについても、こんなに宝くじにかかわって団体があって、それぞれを通して、いろいろなお金の流れで使われているんだなというようなことを改めて思ったわけですが、

いずれにしても、市民の皆さんの市民活動、それからコミュニティ活動を

していく上で必要なものというのは、それぞれ多々あるかと思えます。本当に必要なものについては、やはり教育委員会所管の中で、やっぱりきちんと予算計上していきながら、その中で優先順位をつけて、いろいろこのコミュニティ事業助成が続くのであれば、きちんとした必要性と効果等を検討の上、これを適用していただきたいなと思えます。

同時に、コミュニティ事業ですので、主役はそれぞれの地域で活動されていらっしゃる皆さんであると思えますので、そういった皆さんからの声もしっかり聞いていただいて、活用していただきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 ほかにございませんか。

南野委員。

○南野直司委員 私の方から1点だけお聞かせいただきたいと思えます。

デジタル印刷機は、温水プールと味生体育館に。また、A1プリンターは、味生体育館に設置ということでご答弁いただきましたが、例えば、地域の自治会であったり、さまざまな団体がスポーツ大会とかかれて、タイトルですかね、印刷されるときに、A1プリンターを使われるのかなと思うんですけれども、それは、一般の市民の方が使われるのか、有料とか、例えば、その辺決めておられたら金額的な部分、もし決まっていたら、お教えいただきたいなと思えます。

○柴田繁勝委員長 その1点でいいですかね。

小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 印刷機等につきましては、市民の方に印刷の用紙は持ち込みをお願いしたいと思っております。ただ、トナーであったり、ロール紙であったり、そういった印刷機の消耗

品的なもの、後の修繕については市の方で持ちたいと考えておりますけれども、印刷する紙については、現物を持ち込んでいただきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 南野委員、よろしいですか。

○南野直司委員 はい、結構です。

○柴田繁勝委員長 ほかにございませんか。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 今の設置なんですけれども、市民の方に、この設置をしたということがどういうふうに伝わるのか、そのあたりだけ1点教えていただきたいと思えます。何か広報で置きましたよというようなことをお伝えしていくのか、そのあたりだけ1点、お願いします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 当然、これ、宝くじの普及啓発ということで、市民の方に貸し出しというのが対象でございますので、そういったことは広報なり、チラシなりを体育館などにも張らせていただいて、PRしていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 よろしいですか、そういうことで。ほかにありませんね。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時16分 休憩)

(午前10時17分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第45号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方、挙手をお願いいたします。ありませんか。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、議案第45号、体育館条例の改正についてですが、今回、

味舌体育館を廃止するということでの改正案の提案でございます。本会議での提案理由で第一に上げられてたのは、隣接する摂津小学校の給食調理場の建設のために味舌体育館を廃止をするというようなお話でございますが、この味舌体育館も、摂津小学校の体育館が建設された後、地域の皆さんでできるだけ活用してもらおうということで残してきたと。大規模改修があったとき等については、改めて行革等も含めて見直しをしていくけれども、当面は利用できる大事な社会教育施設として活用していくんだと。床面であるとか、小規模な改修もしながら、利便性も保ちながら活用していくというようなことで、これまで味舌体育館が利用されてきたかというふうな認識であります。

昨年、一昨年を見ましても、利用人数は1万人ほどでしたですかね。件数でいうと、平成20年度で802件、平成21年度でいきますと、729件の利用件数がありまして、延べ利用人数が、平成20年度が1万2,674人と平成21年度が1万1,748人。平成20年度の方については、事務報告書で、平成21年度については、あらかじめ担当課の方から資料としてお教えいただいていたんですけれども、これだけの方が利用されている体育館施設であります。

こういった体育館の施設について、その廃止に至る経過ですね。どのような議論がされているか。平成21年からは市民体育館も、こちらは耐震補強もされている中で廃止をされたということでもありますので、市民のその社会教育、とりわけスポーツに対する大事な施設が、2年続けて二つなくなるということである、摂津市のスポーツ行政ですね、社会教育行政の考え方がどういうふうに移しているのか、その点をちょっ

とお聞かせをいただけないかと思えます。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 廃止に至った議論ということでございますけれども、ご承知のように摂津小学校体育館、昭和45年2月開設、その後、63年9月から社会体育施設の味舌体育館ということで一般利用をいただいております。

現在まで、多くの方に利用していただきましたけれども、委員おっしゃいましたように、部分補修を繰り返しながら、何とか施設運営を続けてきたわけでございますけれども、近年、特に床面のめくれ、はがれ、また、屋根からの漏水等が目立つようになってまいりました。その中で大規模な修繕をやっておりませんでしたけれども、一部、ガムテープで床面を張るとか、そういったことでしのいでまいりました。

また、平成18年3月策定の第3次行革のアクションプランの中でも、大規模な改修が必要になった場合は廃止を検討します。平成21年度の方針を決定しますとなっております。そのような中で、摂津小学校の給食調理場を改修する必要性が出てきたということ、それと修繕費用も見積もりを取りましたところ、約1,000万円程度で床面、屋根の雨漏りの補修、そういったことがかかるといことも出てまいりましたので、施設担当課、生涯学習スポーツ課としては、先ほどおっしゃいましたように、市民体育館に続いての閉館ということで、まことにスポーツ振興する立場としては残念ながらですけども、摂津小学校のもとの小学校の体育館であったということ、また、子どもたちの給食業務のためになる施設としてそこが活用されるということで、所管課といたしましては閉館、廃止ということを決断いたしましたところでご



ざいます。

今後のスポーツ振興でございませうけれども、残ります市立の体育館、味生、鳥飼、正雀、この体育館の活用、それと平成20年度にオープンしました味舌、三宅のスポーツセンター、こういったところの施設の充実を図りながらやっていきたいなと思っております。

そちらが、ハード面の整備であるとするれば、今、生涯学習大学というのも取り組んでおりますけれども、生涯学習大学スポーツ健康学部を中心に、一方でソフト面の人材育成とあわせて両輪で、スポーツ振興に取り組んでいきたいなと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 ご説明をいただいたわけですがけれども、もちろん摂津小学校の給食の調理場の建設ということの点からみますと、子どもの数もふえてきていると。しかも南千里丘の開発で児童数も大幅にふえていくということでは、摂津小学校の施設を拡大していくという点で必要なことだということは理解しますし、その点については是とするものなんですけれども。

市民体育館に続いて、味舌体育館と、この社会教育施設、スポーツ施設を2年続けて廃止につながっていくということについて、摂津市のスポーツ行政、とりわけ、平成22年度の教育方針の中にもスポーツ振興という項目がしっかり設けられていましてね、市民の皆さんが、それぞれの地域でスポーツが楽しめるように施設を充実させていくというような方針が立てられているわけですね。そういった中で上物がどんどんなくなっていくということが、果たしてどうなのか。

市民体育館の廃止の代替施設が三宅と味舌のスポーツセンターですよというお

話がありましたが、もともとは旧味舌小学校、旧三宅小学校の統廃合によってなくなった後、開放事業等で使われている登録団体の方々が使えるようにということの意味合いも含めて、味舌スポーツセンター、三宅スポーツセンターという形になっているわけで、市民体育館がなくなった後の補完的なものになっているのかどうかというのも、ちょっと疑問だなと思えます。

もちろん利用件数とか、利用人数については少しずつふえてきていて、市民体育館の当時の利用件数と比べても、遜色のない程度のところまでいっているのかもしれない。

そういった中で、また、今度、安威川以北の体育館が一つなくなっていくということについては、この摂津市の教育方針との、それから、実際に市民の目の前で起こっていることと見比べてみると、この教育方針そのもの、一体、これは何なんやろかと。やっぱりこれに対して、きっちりとした考え方がね、必要なのではないかなということが非常に感じるわけなんです。

先ほどもコミュニティ事業助成のお話の中でもありましたが、やっぱり特に生涯学習の部署がされているお仕事というのは、地域の方々の活動を支えていくということが大きいと思うんですね。

今度、第4次総合計画案の中には、協働という言葉が出てきまして、この間の本会議の中でも協働という言葉でご質問された議員もいらっしゃいましたけれども、市民と行政と事業者の皆さんが、同じ方向でいろいろなものを協働してまちづくりを進めていくんだという考え方が示されているわけで、そういった点でいくと、その教育方針がうたわれているものと、目の前で起きているものとの違い

が余りにも大きい。

そのことについて、じゃ、どのように市民の皆さんに情報を発信して、こういった形でなくなるけれども、こういった形で摂津市はスポーツ振興を考えているんですよと、そういうメッセージというのは非常に必要になってくるのかなというふうに思います。

それから、廃止に至るまでの経過においても、きちんと市民の皆さんに説明をしたり、それから利用者の方々から、いろいろ意見をお聞きしたりというような作業が必要になってくるのではないかなというように思うわけですが、先に学校の給食調理室ができるからというような形になってしまいますとね、反対ができないわけですよ。

給食調理場というのは大事な施設です。ただ、スポーツ振興として今まで掲げてきたものについて、どういうふうに考えていただいているのかという点をね、やっぱり疑問に感じるわけです。その点、もう一度、ご答弁をいただけたらありがたいんですけども。

○柴田繁勝委員長 基本的な考え方について課長、答弁よろしいですか。

小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 確かに委員ご指摘のように、教育方針の中でも摂津市のスポーツ振興を図っていくということを掲げております。その中で一つが先ほども申しましたように、体育施設、運動のできる場の提供というのも一つ、大きな柱であると考えております。

あと、残りしました3館の体育館をいかに有効的に活用していくのかということと、あと市内にあります、例えば、高等学校の体育館をお借りするとかいったことで、市民のスポーツの活動の場を提供するという工夫も今後、考えていかなければな

らないと考えております。

味舌体育館の廃止につきましては、給食調理業務との兼合いもありまして、教育委員会内部で話し合いをする中で、味舌体育館の場所が最適であるという結論に至りましたので、味舌体育館を今回、廃止ということにさせていただいておりますけれども、この体育館がなくなりますけれども、今後は残る体育館、また、他の団体が所有されている施設も活用しながら、スポーツ振興を図っていきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員、よろしいですか。

安藤委員。

○安藤薫委員 私は、もちろん学校の給食調理場も、さっきも申し上げましたけれども、大事です。子どもの数もふえてきた。当時、南千里丘の開発でも小学校、統廃合の時期と重なりまして、マンションが開発されたとしても、すぐ子どもがふえないというような説明を受けて統廃合をやられたという、統廃合の説明の中でそういったお話も出てきたという経過もあります。

実際、どんどん開発が進んできた中で、摂津小学校の児童の数がどんどんふえてきた。学童保育の部屋は外で計画するというので、実施設計までしたけれども、給食調理室を外に出すということで、中にまた戻すとかですね。非常にそのとき、そのときの言葉は悪いですけど、行き当たりばったりの、場当たりのような形で進んでいるような気がしてなりません。

そうした中で、今回の味舌体育館ももちろん老朽化が進んでいるし、改修をするためには1,000万円必要だというふうなお話がありましたけれども、その味舌体育館の必要性であるとか、これま

で果たしてきた役割であるとか、利用者の方々の声というよりは、給食調理場をどうしようかというところから、あっ、隣にこういう体育館があるから、これも古いから、そこをつぶしてやればいいじゃないの、というようなところで流れてきた話であるとすれば、社会教育施設のあり方で、特に体育館が去年、一つなくなっているときに、また、ことしも続けて一つの拠点がなくなるということは、非常に大きな問題として、きちんと議論されているのかどうかという点ね、そのことが非常に疑問でならないんです。

もちろん、なくなった後、代替施設というのをつくるっていうのは、そう簡単にいかないわけで、それこそ、お金の使い方、優先順位の問題でいうと、ゼロから立て直すということは、なかなか難しいと思っております。

そうであるならば、今ある体育館施設をいかに活用していくのかということが考えられるべきであるんじゃないかなと。残された3館の体育館を有効的に使うというのは、使ってもらう側の思いなんです。予算審議の中でも、できるだけ団体の試合は可能であれば、平日にしてもらって、休日、いろんな人に使ってもらおうとするように努力するって、工夫されるっていうお話お伺いして、それはもう担当としては、非常に大事な工夫だというふうに思うわけなんですけれども。

しかし、利用される方からしてみると、それぞれ近くの体育館があって、そこを利用してきたわけで、そこがなくなって、ほかの体育館の合間を縫ってさせてもらうというような形になってきて、非常に利便性が落ちるのは間違いないと思うんです。

そういう点からいうと、体育館廃止ということだけじゃなくて、その生涯学習、

社会教育に対してどんなふうな方針をもって具体的に、この施設は、こういうふうには活用するというような柱というものがきちんとあるのかどうかというのが、非常に疑問に感じてしまうんですけれども、そういう点、ちょっとお聞かせいただきたいなと思うんです。

○柴田繁勝委員長 和島教育長。

○和島教育長 今のご質問で、摂津小学校の学校給食の調理室として体育館を利用させていただくということになりましたけれども、これにつきましても、1年間、教育委員会内部ではさまざまな議論してまいりました。ご指摘にありますように、学童保育の問題も絡んでおりましたし、今、学校で進められている少人数指導とか、いろんなところで空き教室も利用していくということで、学校側ともかなり協議を進めてきたということで、一番いい方法はということなんだろうということでも時間をかけてやってまいりましたけれども、いろんな経過はありますけれども、最終的に味舌体育館を使わせていただくことといたしました。

先ほども説明いたしておりますように、本来、摂津小学校の体育館であったということもございます。ただ、いわれておりますように、その間、非常に長い間、市民の方がご利用してこられたという事実も、実績もあります。

そういうことで、片方では担当課の方では、やはりどのぐらいの利用率があるんだろう。ほかの3館の利用率はどうなんだ。これは、平日、土曜日等ですね、さまざまな角度から調査もして調べてきたという経過がございます。

そういう中で、やはり市民の方にとっては、あるにこしたことはない。今あるのが一番いい、ベストだと思いますけれども、その中でやはりご理解いただいて、

ほかの体育館も使っていただきたい。平日でしたら、利用率、大体50%ぐらいですから、味舌体育館でも50%ぐらい稼働率ですので、他の体育館も利用していただきたいという、これはもう市民の方へのご協力をお願いするしかないと思っています。

その一方で、先ほど課長も申しあげましたけれども、例えば、吹田支援学校の鳥飼校、そこの体育施設を利用できるように、大阪府の方とも協議をして、協力いただく方向で進めております。

そしてまた、もう一つは、今これもお願いしておりますけれども、淀川河川敷の公園。ことし、去年と市民マラソン大会もやりましたけれども、あそこの施設を摂津市が専属的に使えるようにということで、国とも協議をしているというような状況で、やはり私どもとしては、市民の方、この味舌体育館はなくなるけれども、ほかのところ、施設、いろんな施設がございますので、そこを利用すべく、確保に努力しているということでございます。

そして、もう一つは、先ほど課長が少しふれていましたけれども、生涯学習大学のスポーツ健康学部の卒業生の方が、去年、ことしと総合型地域スポーツクラブの設立に向けて、今、準備されており、もうスタートの段階まできておりますけれども、これはご承知のように、いろんな方が自分の希望するスポーツを、いつでも自由に楽しんでいただける、そういう組織づくりも進めております。

その拠点をどこに置くかということについても、今、いろんな議論をいたしておりますけれども、例えば、先ほどの味舌スポーツセンターとか、三宅スポーツセンターとか、いろいろありますけれども、これによりスポーツ人口の底辺を広

げていくものと考えています。

それから、そこでいろんなスポーツを楽しまれた方がさらに進まれ、競技スポーツまでいけば、体育協会に加盟しておられるいろんなクラブの中で、スポーツを続けられるということでございます。体育振興につきましても、私ども、いろんな形を考えながら進めているところでございます。

最初にもいいましたように、味舌体育館は、閉館になりますけれども、その部分はできる限りカバーしていくように努力をしてみたいとも思っておりますけれども、やはり市民の方にもご理解いただいて、ご協力もいただく。そうしないと全体をみたときに、行政を進めていくのはなかなか難しいと、そのように思っております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 教育長からもご答弁いただいたんですけれども、スポーツの振興ということで、生涯学習大学であるとか、それから、総合型地域スポーツクラブ等、仕組みづくりという点で、ソフト面でいろいろ努力していただいたり、協力を求めたりしていただいている点については、大事なことだなというふうに思っていますし、そういう点ではどんどん進めていく上では、やっぱり市民の皆さんとの協働、先ほどありました協働という言葉、これから非常にキーワードになってくる言葉なんだなというふうに改めて感じているわけですが、大事だと思っております。

ただ、どうしても、今、いろいろな方からお伺いするのは、スポーツをしたくてもする場所がないという声が非常に大きいわけです。

例えば、運動場、グラウンドにしても、子どもたちの地域での遊び場にしても、

公園でのボール遊びにしても、公園ではいろいろな方がいらっしゃるからボール遊びはできませんよと。学校の施設についても制約があります。スポーツをやろうとしても、なかなか学校のクラブにはないとか、いろいろな物理的なものがたくさんあると思うんですよ。

ただ、それにこたえていこうと思ったときには、ゼロからつくり上げていくというのは、ソフト面は協働を求めて一緒につくり上げていくことができますが、施設というものについては、やっぱり行政が頑張ってくつくり上げていく、もしくは維持管理をしていかないとできないものです。ゼロからつくりだせないもの、だけど、現にあるものがあつた、あるわけで、それを、いかにして有効に使っていくのか、つぶしてしまうのではなくて、延命をしていくとか、継続をしていくとか、そういったことで、拠点を確保しながら、協働の作業の中でソフト面を充実させていくというのが本来の姿ではないかなと。

特に、市民体育館の後、連続していますのでね。その代替施設、どうなっているんやろうなっていう声も市民の皆さんからたくさんお聞きするわけです。

そういう点では、今回の味舌体育館の廃止という点では、少し議論とか、それから利用者の方々とか、それから市民を巻き込んでの生涯学習、スポーツ施設、どうあるべきかという点を、もっときちんと議論してからでも遅くないんじゃないかなというふうに私は思います。それはもう意見として言っときます。

それから、ちょっと稼働率が出ましたので、それだけ最後にお聞きして終わりたいと思うんですけども。平成16年だったですか、一般質問等でご答弁されているのをみますと、味舌体育館も含めて、大体60%ぐらいの稼働率、どこの

体育館も60%近い稼働率を示していたというふうに記憶しているわけですが、直近でいいますと、その稼働率というのは、味舌体育館を含めてどんな状況になっていたのか。教育長は5割ぐらいになっているとおっしゃっていましたが、平日が低いというのは当然のことですけれども、全体としてどういうふうになっていたのかだけ確認させていただいて、終わりたいと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 平成21年度の実績でございますけれども、市立の体育館の稼働率、例えば、正雀体育館であれば、年間を通して80%。鳥飼体育館ですと75.8%。味生体育館、第1体育室、2階の大きなアリーナですけど、77.6%。味生体育館の第2体育室、1階にございます小さなところでですけど、そこが51%でございます。

安藤委員がおっしゃいましたように、平日の稼働率というのは、50%前後のところも多いわけですけども、やはり土曜日、日曜日となりますと、正雀体育館でありますと、土曜日93%、日曜日86%。鳥飼体育館でも97%、94%。味生体育館でも97%、94%と、平日は50%台のところもありますが、やはりこの土曜日、日曜日の稼働率というのは高い状況になっております。

○小林生涯学習スポーツ課長 味舌体育館につきましては52.5%でございます。

○柴田繁勝委員長 この第45号について、ほかにございませんか。

南野委員。

○南野直司委員 先ほど稼働率、各体育館の曜日別等々、ご答弁いただいたんですけど、もし可能であれば、資料としていただければなと思います。

私の方からは、教育長もおっしゃいましたけれども、もともと摂津小学校の体育館を、また摂津小学校に戻してもらおうという観点ですね。ご検討された、教育委員会で。今、味舌体育館のところを摂津小学校の給食調理場ということで、その話はよくわかるんです。

多くの団体の方、クラブの方が今、使用されておりますので、あるのがなくなるということ、やっぱり負担がかかってくるということですね。それで、お一人お一人にご理解とご協力をいただくという観点で、これは代表の方にはもうご説明されているのかなと思うんですけど。今、使用されているすべてのクラブの方等々に説明会をしていかなあかん。これが一番、大事な部分やなと思うんですけども、その辺のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 その1点ですね。

小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 味舌体育館がなくなるのは、平成23年3月になりますけれども、残された期間ですけれども、できるだけ早く利用団体の方、また、体育協会であったり、スポーツ少年団、レクリエーション協会、そういった団体の方にもご説明をさせていただきたいと思っております。

利用団体の方については、当然、次の活動拠点を見つけてもらわないといけませんので、できるだけ早く文書を出すなり、全体が集まっての説明会をするなり、その辺、きっちりと対応していきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 ぜひ、説明会を実施していただきたいなと思います。

この条例が通りますと、体育館廃止ということで、私の中ではまだ望みがちょっ

とあるんですけれど。

例えば、体育館の前に若干の土地がありますけれども、体育館を少しずらして作り直して、それで給食調理場をつくるのか、2階建てにするとか、そういう議論は具体的な中身になりますけれども、されているのか、されたのか、お聞かせいただきたい。給食調理場の少し余った部分を小学校の施設ですと、ホールとかという考えもいただいておりますけれども。

また、体育館を作り直して、例えば、味舌体育館を残して、横に給食調理場をつくったり、そういう考えは持っておられないのかな。望みですけれども、ちょっとお聞かせいただきたい。

○柴田繁勝委員長 和島教育長。

○和島教育長 先ほども申しましたけれども、給食調理場の問題と体育館の問題ですね。いろんなこと、給食調理場の設置場所や体育館の閉館とか、いろんな議論をしながら進めてきて、今のこの案でいきたいと、最終的になっておりますので、ちょっとずらして体育館を建て替えるということは全く考えておりません。

それで、それと私どもではやはり新しい体育館をつくるときには、やはり総合的な市民体育館として、かなり規模の、そして、内容の充実したものを将来の展望としては考えております。まだ具体的に何も出ておりませんが、今度、体育館を建てるときには、やはりそういう総合体育館を建てるべきだろうなと思っております。小さな体育館を今、改めて建てる考えは持っておりません。

○柴田繁勝委員長 南野委員。

○南野直司委員 総合的な体育館の建設ということで、良いお答えを教育長からいただいたなと思いますが、これはまた、議会の方でいろいろまた議論していきたい

いと思いますんで、よろしくお願ひします。

○柴田繁勝委員長 ほかにございませんか。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 私は、この体育館が閉鎖になる、また、つぶしてしまうということに関して、非常にショックを受けとるわけですけど。

私は、連盟の方で一応、協会の理事長をやっておるわけですけど、北摂地区でいろいろ担当がありまして、受け持ちで、私は剣道ですけど、北摂大会、ほかにもさまざまな競技でそういう受け持ちをせなあかん、当番を受けてやっていかなあかんという連盟、協会もあると思うんですけども、そのときにいつも摂津市の施設に関して、いつも困るんですね。

その大会とかができなくて、何とかしてほしいということで、他の6市3町の方々にお願いするわけですけど、いや、やっぱりこれは順番ですし、平等にやらなあかんということで、それをお引き受けするわけなんですね。大概、他市は一つの会場で全部できてしまうわけです。本市はそれができないので、さまざまな体育施設に振り分けをするわけですけど。

先ほど安藤委員もおっしゃったように、摂津市の生涯学習、体育の振興ということで言われてますけれど、私、いつも皮肉を込めて体育不振興課と違いますかっていうんですけど。

この前、全国統一の学力試験があって、大体それで順位というのはわかったんですけども、摂津市が、この北摂、また大阪でね、体育というか、総合的なさまざまな競技に関してもそうですけれど、ランキングといいますかね、一応、どの

ようになっているのか。

例えば、サッカー、ワールドカップで、これは屋外競技ですけど、今、本田選手が非常に話題になっておりますが、私はこの前、うちの会派で豊田市へ視察に行ったわけですけど、摂津市が一体どの位置にあるのかというのは、ご存じない方が多いんですね。ただ、本田選手の名前を上げますと、皆、目の色変わるんですよ。ほーっ、本田選手がいてはるんですかいうてね。そのような、すごいもう世界的にそういうような選手がこの摂津市から生まれたわけです。

このまちをPRして、そして、このまちに摂津市に住んでいる若者たちに夢を与え、活力を与える。それにはさまざまな要因があると思いますけれど、その一つに大きな要因の中に体育、スポーツというものがあるわけなんですね。

そういうことから考えますと、今、この摂津市は他市に比べて、非常にスポーツ施設が少ない中で、また、このような一つの拠点をつぶしてしまうような状況というのは、私は非常に納得できないものがありまして、その点、この大阪、また、この北摂でどのような位置にあるのか。また、先ほど南野委員が質問されたように、まず、その施設の利用者、これ、市民が主体ですから、その施設の利用をしている方々に対して、投げかけをやって、そこでいろんなご意見を聞きながら、その方々がある程度、納得をされて、その上で物事が運ぶというのが、これ、市民本位の本来の姿じゃないかというふうに思いますので、その点、ちょっとお聞きしたいと思います。

○柴田繁勝委員長 2点ですね。小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 摂津市のスポーツの北摂の中での位置については、

三島地区総合体育大会、それを勝ち上がった大阪府総合体育大会というのが毎年、夏に行われておりますけれども、その中で剣道をはじめ、野球、ソフト、サッカー、バスケット、いろんな種目で得点争いをするわけですが、やはり茨木、高槻、吹田、この3市がやっぱり上位を争うという、毎年の構図になっておりまして、その次に摂津市、その後には島本町と。

島本町は若干、種目に参加されないという部分もありますので、低い点数になるわけですが、やはりその3市と摂津市の方で競技レベル的なもの、競技人口も違いますので、出場チームのレベルも違うのかと思いますけれども、4番手ぐらいかなと考えております。

ただ、ソフトボールなんかでは、以前、大阪国体が行われたときなんかは、中心メンバーの方が多く摂津市の方もおられましたし、また、野球についても三島地区で優勝されたりとか、そういった一部、競技で抜けている部分はありますけれども、全体では4番手ぐらいかなと考えております。

あと、スポーツを通したまちづくりということで、今、本田圭佑選手のお話も出ましたけれども、やはり摂津市のスポーツ振興を図る上で、先ほども申しました施設というのは、かなり大事な部分であると思います。摂津市もスポーツ施設が少ないということでございますけれども、摂津市は、私は地理的に、例えば、淀川の河川敷、先ほども教育長からもありましたように、いろんなグラウンド、テニスコートがあります。

あと、大正川の河川敷であったり、そういったところでは、例えば、野球、サッカーの正式なコートはとれないですが、そこでランニングをするとか、ウォーキングをするとか、そういった環境

は整っているところなのかなと考えております。

そういったところでの例えば、ジョギング教室であったり、ウォーキング教室、そういったものも今後、スポーツ振興を図っていく上で、今までは私どもが取り組めてなかったハード面の施設ではないですが、また、河川敷とかを利用した分も必要なんかなと思っております。

今後、味舌体育館が廃止になりますけれども、残りました味生体育館、正雀体育館、鳥飼体育館、スポーツセンター、あと青少年広場、スポーツ広場、テニスコート、そういったものを有効活用するように、いろんな各種団体と協議しながら取り組んでいきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 よろしいですか。地域の意見というのがありましたね。その辺はどうですか。小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 当然、スポーツ振興を図る上では、市内にいろんな団体の方がおられまして、体育協会、スポーツ少年団、レクリエーション協会、いろんな方のご意見をいただきながらね、施設の運用形態も含めて議論していかなければならないと考えております。

今後、スポーツ振興を図る上では、そういった市民の方、各種スポーツ団体のご意見も参考にしながら、取り組んでいく必要があると考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 答弁が違うんですけれど。

○柴田繁勝委員長 はい、そこは、2回目でございます。

渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 ウォーキングとかいうのは、それはどこでもできるわけですが、はっきりいうて。でも室内競技に限って考えたら、その室内競技の拠点がなくな



るわけです。2か所なくなっただけですね。その中で振興を図るといふ、先ほどね、高校を利用するいうてはりましたでしょう。

例えば、星翔高校とか、薫英なんかの、体育館を実際に借りれるのかということ考えたときに、私、非常に疑問を覚えるわけですね。例の摂津高校は公立高校で府と話し合いの中で、ひょっとしたら借りられるかもしれないけれど。そのようなことが現実に私立の高校で、クラブ活動がある中でね、それも定期的によ、一般市民にぽっと貸してもらえるのかということ考えたときに、私は、そういうことはどうも理解できないと思います。

先ほど、答弁されてなかったんですけど、味舌体育館の施設を使われておる団体とか、施設を使われとるグループとね、それから、また、地域の方々との話し合いは、きちっと持たれた上での対応、説明責任をしっかりと、100%は理解されないにしても、ある程度、それを尽したということがやっぱりあらわれてないかね。我々、議員は、市民の代表ですから、まず、市民が主体で、利用者が主体で物事を考えていくというのは、我々の観点から考えていかなあかん立場ですからね。

だから、そういう点がなされてなかったら、非常に私らとしたら、そのことに承諾しかねるものがあるわけですよ。話し合いはね、してないんやったらしてないと、してるんやったら、きちっとこういうことをやりましたというこというて、ご答弁いただきたいと思うので、その点、お願いします。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 先ほど、高等学校の開放の件なんですけれども、

星翔高校、薫英高校については、クラブ活動も盛んでございますので、定期的な利用は当然、貸していただけないという返事もいただいております。

その中で、星翔高校ともお話をさせてもらった中で、クラブが遠征に行くとか、対外試合であけるときの数日間はあるということをお聞きしております、そのときに例えば、一般利用ではありませんけれども、市長杯とか、体育協会杯の日程が合えば、お貸ししますよといったご意見もいただいておりますので、その辺は調整しながら、数日間ではありますけれども、お借りできればなと考えております。

それと体育館の廃止に当たっての一般市民との協議の上での決定かということなんでございますけれども、これも教育委員会で決めた中で、お出ししている分でありまして、これを事前にそれぞれの市民の方のご意見をいただくとかいったことを踏まえてのことはいたしておりますけれども、今後、この廃止条例が可決され次第、速やかにご通知をさせていただいて、ご理解いただきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 例えば、不定期ではないけれど、数日という形で体育館使いますよというようなことで、あそこを利用されていた方々が、それなら利用できるかいうたら、そんなことは、全然、話にならないような話でしょ。

だから、物理的な問題ですよ。二つの体育館がなくなって、それならそれを補うために、どういうところがあるのかということ聞いたときに、そういうご答弁だったら、ご答弁になってないわけであってね、今いうたように。その不確定な日にちで貸しますというようなこと

で、それなら、その人らがわかりました、それやったらいいですというようなことをいうかという、そういうふうには多分いわないと思います。

これは、もう基本中の基本ですよ。やっぱり市民あっての行政ですから。市民が楽しんでおられて、このまちに住んでよかったな、すばらしいまちやなと思うには、さまざまな要因があると思いますけれど。その中でね、このような体育の施設を利用して、クラブ活動をやっている市民の方も多いいと思います。

そういう方々に対して、もう教育委員会で決まりましたから、そういう点でよろしくご理解お願いしますだけでは、これでは、当然、僕は納得できないわけですわ。

こういう形をしたいと思いますというところから始まって、多くの市民から聞いた上での決定やったら我々は、ある程度、反対があっても理解はできるんですけど、そういうことを聞かんと、こういうふうにはもう決まりましたから、もうそういうふうにはしますよというような決め方に対しては、承服しかねることを思うわけですね、我々としたら。だから、その点が物事の順序を間違うとるんちゃうかなというふうには思うんですけど。その点、教育長、答弁をお願いしたいと思います。

○柴田繁勝委員長 和島教育長。

○和島教育長 今、ご指摘のありましたように、事前に市民の方に説明して、ご理解を得るといのが本来の筋だったのかもしれないけれども、現状はこういう形で進めてまいっております。

先ほどもご答弁申し上げておりますように、やはり市全体の行政、特に学校ですね。摂津小学校の学校経営全体を考えた中で、あの施設をどうしても利用して

いかざるを得ないというような結論になっておりますので、先ほど、南野委員からもありましたけれども、後づけになって非常に申しわけない部分もありますけれども、誠心誠意を込めてご説明申し上げ、利用者の方に理解を求めてまいりたいと思っております。

そして、そのときには、やはりどこを使うねんという議論になってまいりますので、先ほどいいましたように、いろんな各体育施設が非常に稼働率、特に土曜日、日曜日なんか非常に高いですから、その中でどうしていくのか。味舌スポーツセンターあるいは三宅スポーツセンターの利用、あるいは先ほどいいましたような他施設の利用ですね。例えば、鳥飼校の利用も府の方にもご協力を求めながら進めていきたいと思っております。

ご指摘のように、順序が違うんではないかといわれましたら、いや、そんなことはないですともいえない状況にあります。

ただ、私どもとしては、市民の方の理解を求めべく、これから努力していきたいとそのように思っています。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 教育長のご答弁いただいたんですけど、例えば、小林課長ね、そこを使われている団体がありますよね。具体的に味舌体育館がなくなったらその団体は、話し合いの中で、例えば、どこに振り分けたらええかということをお聞きしたいですよ。なくなったら、その団体の利用先の腹案があるんでしょう。そこがなくなったら、当然、その団体は困るわけですよ、いろんな方々がね。

だから、ここの体育館いいんじゃないですか、あそこを使ってください、というように現在使っている団体には、こういうふうには我慢していただいて、ここに入ってくださいとかというプランニング

なりが当然、あるというふうに私は思うので、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、教育長、皆思っている給食調理場は、当然、必要なことはわかるんです。だから、そういうことをつくらなあかんからということで、しっかりと話し合いをね、その両者なり、市民なりとされるんが、僕は当然やと思うんです。

その市民の目線がね、我々、いつもいうんやけれど、それが無いのです。我々の関係者に聞いてもね、あそこがなくなるいうことを知らへんのですよ。あそのこの体育館を使えたらええなというような感じで、皆、いわれるんですよ。

それはね、非常に行政としてのやり方が納得できない。こんなやり方をしているようでは市民の理解は得られないと思いますし、このことに関して、私もつくづく考えさせてもらいます。その辺は、強くいうときます。

それと先ほど質問したことに関して、小林課長、どうぞ、ご答弁をお願いしたいと思います。

○柴田繁勝委員長 小林課長。

○小林生涯学習スポーツ課長 味舌体育館の今現在、利用されている団体なんですけれども、バトミントン、バレー、卓球、この三つが多く利用されている団体の種別でございます。団体数にして、約20団体ぐらいが定期的というんですかね、利用されている実績がございます。

その中で、スポーツセンターを整備したんですけれども、味舌体育館でありましたら、バトミントンは、2面しかとれない状況でしたけれども、スポーツセンターは3面、バトミントンがとれるように整備いたしましたんで、現状も実際、味舌体育館のその床面の状態とか、コート面の数を考えて、既に味舌スポーツセンター、三宅スポーツセンターの方に移

行されている団体もございます。

後の残っておられる団体の活動拠点の確保ということなんですけれどもね、確かに、先ほど申しましたように、稼働率は、味舌体育館の中でも土曜日、日曜日が多い。利用団体も当然、土曜日、日曜日を希望される。他の体育館についても、土曜日、日曜日が多いということになりますと、やはりそこに入っていくには、なかなか余裕もないということになりますので、そこを土曜日、日曜日の活動拠点を確保するためには、前回のときも答弁いたしましたように、そこで行われている市長杯や体育協会杯、そういった大きな大会を夜間に開催するであったり、3日間かかっている大会をできるだけ凝縮していただいて2日間で終わっていただく。夕方に5時、6時、7時ぐらいまでかかっている大会であれば、できるだけ6時までには終わっていただいて、夜間の開放をあけていただくとか、そういったことで、できるだけ多くの方に利用していただけるように持っていきたいと考えております。

この味舌体育館を利用されている団体が、どこを活動拠点にされるかというのは、私どもがここに行ってください、あそこに行ってくださいというのは、指示をすることはできませんけれども、各体育館ではこういう施設があり、こういう面数がとれますよといった情報提供はさせていただく中で、それぞれの各種団体がどこに活動拠点を持っていかれるのか、判断していただきたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 渡辺委員。

○渡辺慎吾委員 今、説明されましたことを、以前からずっとその団体呼んで、市民の皆さんに対して説明をきちっとやりながら、こういうような状況になりましたということでしたら、私は、ある程

度、理解できるんですけど。突然、そのチラシを出して、使えないようになりますよというて、これが民間の施設とかだったら、それでええと思いますよ。これは行政の、市の持ち物です。それを税金で皆まかなわれておるわけですから、すべての市民はその権利があるわけでしょう。

それなら、当然、その施設を使われへんようになるということに対しては、権利者である市民に、そのことをしっかりと説明して、100%納得はいかないにしても、ある程度、理解してもらおうような方法をとってから、こういう議案を出すというふうに私は思うんであります。非常に私はこの件に関してはね、納得できないような状況であります。以上で質問終わります。

○柴田繁勝委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 今、渡辺委員がおっしゃったことは物すごくよくわかりまして、この条例の廃止ありきで、その後に後づけで市民に説明するというようなお話の中で、今、施設のキャパシティのお話をされてたと思うんですね。この人たちをこちらに移動するということは、市民の側から見ると、例えば、地域で小さなお子さんをお持ちのお母さん、保護者の方がすぐそこだからスポーツをやらせようと、頑張っていこうというふうなところって、必ずあると思うんです。

それが例えば、鳥飼地区の大阪府の施設の体育館を使うとなれば、味生体育館の近くにいらっしゃる方がわざわざ鳥飼の体育館まで行くというのは、ちょっと考えられない。ですから、小さなやはり体育館施設であっても、地域に密着したというのが、根本的にスポーツ振興のあり方じゃないかなというふうに、私は思います。

その説明を市民の方たちと協議した中で、ここの稼働率はこれだけで、この部分に関してはこちらに移動できるという、きっちりとした説明が要ると思います。

それから、先ほど教育長がおっしゃいました総合体育館ができるというようなお話を多分、市民の説明の中で持っているのかなというふうには思うんですが、総合施設体育館が、実際にいつ、どの場所でできるのかということもやはり市民の方たちは聞きたいというふうに思います。

そういうことをできるかもしれないというような形で持っていくというのは、少し間違っているんじゃないかなというふうにも思います。

また、味舌体育館を廃止したとしましょう。例えば、解体工事もしないままでそのまま置いていたということになれば、また、市民感情を逆なでる。なぜ、廃止して、そのまま放ってあるのか。こういったこともすべて踏まえた上で、やはり市民の方たちに説明するべきじゃないかなと思いますけれど、そのあたり、ご答弁いただきたいと思います。

○柴田繁勝委員長 教育長。

○和島教育長 私の方で1点だけ答弁させていただきます。今、総合体育館のお話出ましたけれども、先ほどいいましたのは、体育館を今後新しく整備するならば、これまでのような地域体育館よりも、先ほど渡辺委員のご質問の中にもありましたけれど、やはり三島の大会ができるとか、そういう総合体育館的なものを整備したいというのが教育委員会の考え方として持っているという段階でありますので、それは先ほどもいいましたが具体的に何か今あるとかいうものではなく、考え方の問題です。

それと地域で市民の方々が身近で利用する、それがまさに地域体育館だと思っております。現在、摂津市には味生体育館があって、鳥飼体育館、そして正雀体育館があってですね、地域で市民が身近で利用する場合は配置されていると思っております。

ですから、今もいいましたように、新たに体育館をふやして、小さな体育館をふやしていくという考え方はないということをお話したのでございますが、その辺、ご理解いただきたいと思っております。

ですから、この問題は、私はやはり先ほどから指摘いただいておりますように、今、使っておられる方、なくなるとことはやはり不便になるのも事実です。その辺のことをやはりご理解いただけるように、先ほどから厳しいご指摘いただいておりますけれども、その手順間違っているんじゃないかということは、私どもも、今、重く受けとめておりますけれども、そのことについては理解いただけるように、努力をしていきたいと、そのように思っているところでございます。

先ほど、南野委員からもご質問ありましたが、総合体育館についてはそういう考え方だということで、今、具体的に何も出てきている問題ではないけれども、基本的な今後の体育館の整備の考え方を先ほど説明させていただいたと、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○柴田繁勝委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 先ほどの体育館の問題なんですけれども、総合体育館に関しましては、考え方ということで理解いたしました。ただ、そういったことというのは、市民の方たちは物すごく期待されますので、その考え方であっても、伝わる時には総合体育館ができるから、こ

の体育館が廃止になるというような間違った認識だけは流さないようにしていただきたいなというふうに思います。

それと先ほど小さい体育館とおっしゃっていましたが、本当にスポーツ振興を考えたときに、体育館でできる競技というのは、限定されてくると思っております。例えば、それは柔道であったりとか、剣道であったりとか。そういったものを例えば、堤防の外の河川敷ですることというのは、やはり不可能だと思っております。

そういったこともきっちりと考えていただいて、この条例が廃止になるかどうかというのは、これからだと思いますけれども、市民の方たちには、そういったところも含めて、きっちりと説明をした上で、先ほど順番が違っていて、和島教育長もおっしゃってましたけれども、本来は説明をしていただいて、市民協働という形をこれからとるのであれば、お話の中で、代替案、それから、納得していただける材料をしっかりと持って行って、挑んでいただきたいなというふうに思います。

○柴田繁勝委員長 ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時14分 休憩)

(午前11時15分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第44号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 それでは、議案第44号を質問したいと思っております。

教育研究所の移転の条例でございますが、現状の男女共同参画センターの方に移転するというところでございます。7月1日にはコミュニティプラザもいよいよオープンということで、今入っておられる男女共同参画センターの機能が移転した後ということで、これまでご説明をいただいていたわけですが、改めて、教育研究所の移転のスケジュールと、それから、新しい場所での教育研究所としての機能ですね、教育研究所に求められているいろいろな役割というのはたくさんありますし、現状でもさまざまな事業をやられているものが移転するというので、まず、その機能面についての変更点ですとか、新しい機能ですとかいうことについても教えていただきたい。

それから、残された鳥飼地区の研究所のその後は、文化財の保存などを検討しているというようなことを以前、ご答弁いただいていたわけですが、その点についてもお聞かせいただけたらと思います。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 それでは、スケジュールについてご説明させていただきます。

7月1日に男女共同参画センターが移転した後に、7月から7、8、9月いっぱいまで、改修工事ということでスケジュールを組んでおります。

10月中に移転。実際に引っ越し作業をしまして、11月1日には確実に、向こうで業務を開始というような段取りでおります。

その改修工事の進捗状況もございまして、今のところ、10月の中旬ぐらいに移転作業ができたかなというふうに思っております。移転でき次第、向こうでの開業を考えております。

それから、教育研究所の機能ということでございますが、いわゆる学校教育を支援していけるカリキュラム等の支援ができるような機能ということです。これは生徒指導だとか、授業改善のための教材づくりだとか、資料の活用、そして、今日的ないろいろな研究活動だとか研修、教員の指導力の向上等を図るような施設にしていきたいと思います。

もう一つの機能でございますけれども、いわゆる教育相談だとか、不登校の児童の学校復帰への支援、そして、学校や家庭への学生ボランティアの派遣など、子育てに悩む保護者の支援を行う機能ということです。いわゆる家庭教育を支える機関としても充実を図っていききたいというふうに考えております。

○柴田繁勝委員長 宮部生涯学習部長。

○宮部生涯学習部長 教育研究所移転後の旧となります教育研究所の利用の計画ということでございますけれども、過日の本会議でもご説明をさせていただいておりますけれども、生涯学習部としては、文化財等の保管あるいは陳列として、そういった施設として利用したいというふうには考えております。

また、政策推進課の方にそのような要望もしておりますけれども、本市として、まだ、例えば、福祉施設の方でも利用したいというような希望も聞いておまして、市の中では、まだその最終決定までは至っておりません。今後、市として詰めてまいりたいと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 スケジュールの方はこれから改修工事の進捗の中で、11月にはオープンしていきたいというようなお話でございますので、また、詳細がわかりましたら、ご報告いただけたらなというふうに思います。

それから、事務所の機能につきましても、これまでの機能をさらに発展させていくという点では、その教育相談を充実させていくというようなお話がございました。複雑な社会状況の中で、子どもの教育を取り巻く環境は、非常に大変になってきている中で、どうしても弱いところに、弱いところにとそういうしわ寄せが起きる中で、それを支援していくという体制というのは、非常に重要なことだと思っておりますので、その機能もぜひ、発展させていただきたいなと思うわけです。

摂津市域で行きますと、これまで鳥飼の地域にあったというのは、相談に行こうとしたときに、安威川以北の方からしてみれば、ちょっと遠いところがあったかなと。それが今度は香露園ですか、こちらの方に引っ越してくるという点では、安威川以北の方々には、公共施設が集まっているという点でわかりやすくなっていくのかなという一面があると思います。

ただ、もう一面は、これまで鳥飼の地域で教育の相談の窓口をやってもらって、不登校の子たちが教育研究所に通って、そこで学校復帰のためのいろいろなカリキュラム等を受けておられると。そこがなくなってしまうという点でいうと、あったところがなくなるということもいえるかと思うんですね。

非常に大事な施設でございまして、機能を強化していただくということはとってもいいことだと思うんですが、今まであったものがポンとなくなってしまって、こっちへ移転しましたということで果たしていいのかどうかという点をちょっと思うわけなんです。

以前、子育て支援センターができたとき、つくし園、めばえ園が鳥飼の方にございました。相談所が全部、こちらに移っ

てしまうのではなくて、少し、週のうち何日は鳥飼の方でも相談事業を受け付けます、というようなことに取り組みされたことがあったのかなというふうに思うわけですが、特に市民、それから保護者、先生たち、やはり身近なところで、そういう相談窓口があるというのは、非常に重要なことであると思います。

もちろん、後の建物についての活用というのは、これから議論されていくかと思えますけれども、そういった機能もね、ある意味、経過措置の中では、鳥飼地区でも残していく必要があると違うやろうかということをやっと思ったりするわけですが、その点はどのようにお考えになるのかと思います。

それから、教育研究所をどういうふうに移転、活用していくのか。生涯学習部としたら文化財の保存で利用を考えていきたいけれども、活用については、庁内で、また、これから検討もされていくというお話でありました。

どちらにしても、市民の財産というものですので、しかも、これまで鳥飼の地域では歴史的な建物ということでもありますので、地域の皆さんの声とか、そういう市民も巻き込んで、そういう活用を考えていくということは、重要なことだと思います。

先ほどからも、体育館の議論で私も協働のキーワードのもとでね、手続論を、この委員会全体でそういった議論がされましたけれども、そういう点では閉鎖して、閉鎖ではなくて、移転するわけですが、移転ではなくて、活用するわけですが、あった場所をどういうふうに移転していくのかという点もね、例えば、生涯学習部として、いろいろ発信をしながら、市民の声を聞いて活用方法を生かしていくということは大事ではないか。政策推進課の仕事になるといわれればそ

うかもしれませんが、生涯学習部として、こういうビジョンがあるのであれば、そういう考え方も示していくということも大事だから。教育施設として残していただく中で、私は、いろんな議論もできるのではないかなと思うんですけど、そういう考え方について、ちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 まず、私の方から鳥飼の地域でのいわゆる相談活動等につきましてご答弁いたします。

これにつきましては、摂津市内で子育ての支援のネットワークというのを考えておりまして、現在もございまして、いわゆる家庭児童相談室が中心になって、子育て支援のネットワークをつくっているんですけども、ここと、教育研究所が連携をとりまして、このケースではどちらが担って、どこで相談というふうなこともしておりますので、近くでということでもございましたら、つくし園がございまして、そちらの方を紹介するなどしながら、相談業務を進めてまいりたいというふうに思っております。

○柴田繁勝委員長 宮部部長。

○宮部生涯学習部長 先ほど、教育施設として残す中でというお話がございましたけれども、利用につきましては、生涯学習部としては、埋蔵文化財の展示ということを考えておりますけれども、先ほど申しましたように、この教育研究所の跡地の利用につきましては、政策推進課に投げかけておりまして、それに使いたいという課があれば、申し出るというふうな形になっております。

それで、私ども、単に埋蔵文化財だけというわけではなしに、例えば、福祉関係の課が使いたい、あるいは他の課が使いたいということがあれば、単に展示だ

けじゃなくて、他の事業とのコラボみたいな形で、また、利用できたらなども考えておりますので、そのあたりは、今後、その政策推進課が決めるというわけではなくて、各課がそういう利用を要望して、その中で決まっていくものと考えております。

○柴田繁勝委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 相談等を身近なところからいいとか、今まで通っていたところから変わったことよっての影響とか、いろいろ心配される点っていうのは、幾つかあるかと思えます。これから引越しまでに期間がありますから、その準備等をしっかりしていただきたいのと、相談機能については、1か所であることではなかなか大変だと思いますから、先ほどお話をいただきましたけれども、ネットワーク等を活用していただく中で、広く市民の皆さんに、ここに行ったらこんなことを聞いてもらえるなということもきちんと周知をしていただきたいのと、要望しておきたいと思えます。

それから、教育研究所の跡地の活用については、庁内の中でそれぞれどういうふうに活用していくのか、それぞれの課から要望が出されるということで、コラボというお話もありましたけれども、そこにぜひ市民の声を生かしてもらえような議論をしていただければいいようにお願いしておきたいと思えます。

○柴田繁勝委員長 ほかにございせんか。

大澤委員。

○大澤千恵子委員 参考のためにお聞かせいただきたいんですけども、この教育相談事業に関しまして、予算の方もかなりついてるんですけども、実際に相談に来られている方の人数が、こちらには載ってなかったの。どれぐらいの



方が来られているのか、また、地域性だとかを教えてくださいなと思うんです。どこの地域の方が一番多いのかを教えてくださいな、今の現状で。よろしくをお願いします。

○柴田繁勝委員長 以登田参事。

○以登田教育総務部参事 地域性ということでございますけれども、特にどこかに偏ったというふうなことは、現在、あまりありません。どの地域の方が一番、たくさん相談に来られるかというふうなことは、中学校区別にみましても、さほど偏りが無いというところです。

ただ、実際に適応指導教室につきましては、安威川以北の方と、それから、四中校区というところで、結構多かったかなというふうに思います。

地元の五中校区では、相談等まではありましたんですけども、実際、通室に結びつかなかったというようなこともございまして、実際に来られて相談活動に入ってというところでは、余り地域的な偏りというのは現在のところはないと思っています。

○柴田繁勝委員長 大澤委員。

○大澤千恵子委員 鳥飼地区の鳥飼小学校の横にあるよりは、やはり市域のど真ん中に持ってこられるのは、非常にいいことかなというふうに思っていますので、教育研究所の存在自体もなかなか知らない保護者の方が非常に多いので、そういった意味では、これからはちょっとPR活動もしていただいて、保護者の方とも親密にしていればいいのかというふうに思います。

○柴田繁勝委員長 以上で、第44号についての質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時31分 休憩)

(午前11時32分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

議案第45号について、補足答弁を受けたいと思いますが異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○柴田繁勝委員長 暫時休憩します。

(午前11時33分 休憩)

(午後1時 再開)

○柴田繁勝委員長 午前中に引き続きまして、再開をします。

理事者から、議案第45号の補足答弁を受けたいと思います。

教育長。

○和島教育長 午前中の味舌体育館の廃館に関する条例制定の件に関しまして、市民への説明がなされていないではないか。その手続が非常に問題があるという厳しいご指摘をいただきました。

この点につきましては、午前中にもご答弁いたしましたけれども、配慮が足りなかったと、深く反省しているところでもございます。

早急に教育委員会では、利用者の方への説明に入りたいと思っております。その中では午前中でもご答弁申し上げておりますけれども、本来、摂津小学校の施設でありました味舌体育館は市民の皆さん方に多くご利用いただいておりますけれども、このたび、摂津小学校の給食調理場、ドライ化を進めなければならないという問題がありました。

そういう点で、そのための、さまざまな計画を検討してまいりましたけれども、給食調理場の整備は、現在の味舌体育館の施設を利用するのが最善であるという結論に達したということ、そして、このことは、摂津市の子どもたちの学校教育の充実にもつながるものであるということ、利用者の方々に誠意を持って説明して、ご理解をいただくべく努力をしてまいりたいと考えております。

どうか委員の皆様におかれましても、この点、私どもも努力してまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。補足答弁とさせていただきます。

○柴田繁勝委員長 教育長から補足答弁をいただきました。

以上で、質疑をすべて終了します。

暫時休憩します。

(午後1時3分 休憩)

(午後1時5分 再開)

○柴田繁勝委員長 再開します。

討論に入ります。

○柴田繁勝委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第37号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 全員賛成。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○柴田繁勝委員長 賛成多数。

よって本件は、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

(午後1時6分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教常任委員長 柴田繁勝

文教常任委員 南野直司